

千葉県警察交通安全緊急対策アクションプランの推進状況(R4.10~R5.3)

通学路等における交通安全の確保

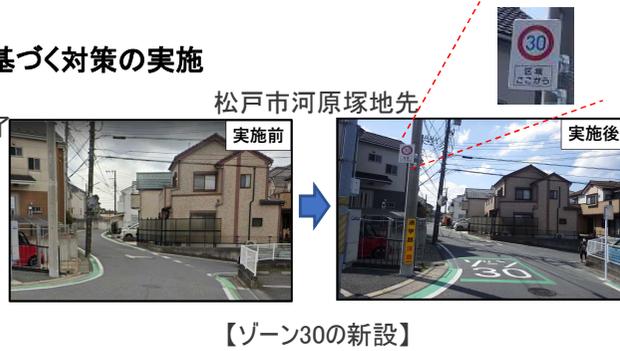
1. 道路交通環境の整備

(1) 通学路における合同点検結果に基づく対策の実施

対策箇所: 644か所
 令和5年3月7日に対策箇所全てが完了
 ※ 期間中は、17か所が完了

【主な対策】

- ・ゾーン30の新設
- ・信号機の改良(経過時間表示を付加)
- ・横断歩道の新設
- ・最高速度、車両通行止めの交通規制の実施等

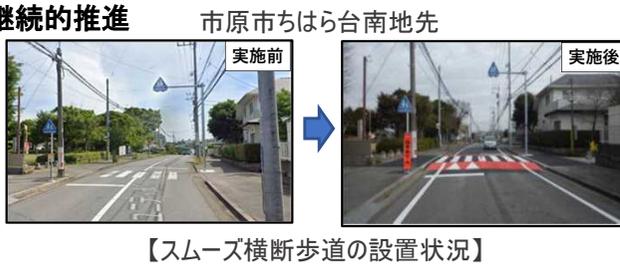


(2) 地域の実情に応じた安全対策の継続的推進

① 市町村単位で実施する「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路点検を継続実施

② 道路管理者を始めとした関係各所と連携を図り、抜け道となっている道路や速度が上がりやすい箇所において、スムーズ横断歩道の整備を実施した。

③ 令和5年3月に船橋市内で2か所のゾーン30プラスの整備を実施



2. 交通規範の周知徹底

(1) 交通規制の実効性を確保する取締りの実施

- ・可搬式オービスを活用した速度違反取締り
- 実施回数: 1,062回(前期比+26回)
- 摘発件数: 5,314件(前期比+546件)
- 設置場所: 通学路、生活道路において集中運用
- ※ R4.4から7台追加配備し、計10台運用開始

(2) 子供を始めとする歩行者の安全確保

- ① 子供が覚えやすい「自転車安全ルール」の歌を活用した交通安全教育、SNSを活用した交通安全教育動画の配信等を実施
- ② 登下校時間帯の街頭見守り活動を実施
- ③ 横断歩行者等妨害等違反の重点的な取締り
- 通学路における検挙件数: 6,334件(前期比+286件)



飲酒運転の根絶

1. 飲酒運転の防止

(1) 自家用車(白ナンバー)を利用する事業者対策の強化

- ① 安全運転管理者未選任事業所の新規登録: 614事業所(前期比-1,364事業所)
- ② 安全運転管理者等に対する安全運転管理業務の徹底
 - ・安全運転管理者等の選任要件等を周知するチラシを活用した事業所への業務指導
 - ・改正道路交通法施行規則(安全運転管理者による運転前後の酒気帯びの有無の確認等)のチラシ配布及び関係団体に対する法改正の周知



(2) 交通安全教育の更なる推進

- ・飲酒疑似体験ゴーグルの活用
- 実施回数: 263回(前期比-4回)
- 実施人数: 9,078人(前期比-6,766人)

(3) 県民に対する広報・啓発

- ① 県警HP、公式SNS等において飲酒運転による交通人身事故の発生状況やその悲惨さを広報
- ② 令和4年12月からは、新たな広報啓発事業として市原刑務所の協力を得て作成した、飲酒運転受刑者の手記や同手記を基にして作成した動画を活用した広報啓発を実施
- ③ 飲酒運転根絶協議会や関係機関・団体等と連携し、飲食店訪問によるハンドルキーパー運動等の広報啓発、各種キャンペーン及び令和4年1月1日から施行された「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の一部改正に関する概要の周知を図るなどを実施
- ④ 千葉県と連携して飲酒運転根絶宣言事業所及び飲食店の募集活動を推進



2. 飲酒運転取締りの強化

(1) 取締り実績

飲酒運転の取締り(R4.10~R5.3) 摘発件数: 995件(前期比+244件)(内訳: 検挙件数725件(前期比+197件)、警告件数270件(前期比+47件))

(2) 飲酒運転取締り強化プロジェクトチームの設置(R4.10~R5.1)

摘発件数: 350件(内訳: 検挙件数194件、警告件数156件)

飲酒PTによる摘発は、設置期間中の県下における摘発件数(794件)の約44%

※ 飲酒PTの知見を有する経験者を7署に派遣して同行指導を実施(R4.10~R5.3)

同行指導による摘発件数: 11件(内訳: 検挙件数4件、警告件数7件)

(3) 新たな飲酒運転取締り手法の検討・導入

- ① 交通死亡事故抑止年末3か月対策(R4.10.1~R4.12.31)において、交通部職員及び県機動隊を指定署に派遣し、対策を強化
- ② 飲酒運転取締りメールBOXの活用(R3.10.12~R5.3月末)
- 情報提供件数836件(うち摘発件数25件(前期比+3件))
- ③ 一部の署に覆面パトカーを追加配備
- ④ アルコール測定器をR4.10.25に新たに5台追加配備し、R5.3月末現在、署等において139台を活用中